

8-1-12 建築行為等の許可申請（法第43条第1項・第3項、条例第13条、規則第18条）

建築行為等の許可を受けようとする者は、「建築物の新築、改築、若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書」（付-29）に次の図書を添えて、その土地の区域を管轄する土木事務所（石巻市の区域内におけるものについては石巻市建設部建築指導課）に2部提出すること。

《添付図書》

順序	名 称	明 示 す る 事 項 及 び 説 明	備 考
1	令第36条各号に該当する判断資料	・令第36条各号に関する資料は、法第34条各号に関する申請に必要な図書に準じた資料を添付すること。	表8-4を参照
2	土地の登記事項証明書		
3	公図の写し	・転写場所、年月日、申請区域、縮尺を明示し、転写者が記名の上、法務局備付けの公図のとおり着色すること。	
4	位置図	・方位、敷地の位置及び周辺の公共施設を明示すること。	1/50,000
5	区域図	・開発区域の境界、敷地の位置、建築物の位置、周辺の公共施設の位置を明示すること。	1/2,500
6	現況図	・土地の現況を表示（表8-2を参照）	1/300
7	求積図	・土地の面積を算出	1/500
8	配置図	・敷地の境界、建築物の位置又は第一種特定工作物の位置、がけ及び擁壁の位置並びに排水施設の位置、種類、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称を明示すること。	1/300
9	建築物等の平面図	・建築しようとする建築物等の各階平面図（構造を明示）	1/100
10	建築物等の立面図	・建築しようとする建築物等の二面以上の立面図	1/100
11	流量計算書	・排水の流域を示すものを添付すること。	
12	その他知事が必要と認めるもの	・地盤及び擁壁の安全性が計算によらなければ判断できない場合は安定計算書又は構造計算書を添付すること。	

8-1-13 既存の権利者の届出（法第34条第13号、規則第28条、条例第3条、細則第6条）

既存の権利者の届出をしようとする者は、「既存の権利者の届出書」（付-19）に次の図書を添えて、その土地の区域を管轄する土木事務所（石巻市の区域内におけるものについては石巻市建設部建築指導課）に1部提出すること。

《添付図書》

順序	名 称	明 示 す る 事 項 及 び 説 明	備 考
1	土地に関する権利を証するもの	・基準時において土地又は土地利用に関する所有権以外の権利を有していたことを証するもの（土地の登記事項証明書等）	
2	土地の登記事項証明書		
3	公図の写し	・転写場所、年月日、申請区域、縮尺を明示し、転写者が記名の上、法務局備付けの公図のとおり着色すること。	
4	位置図	・方位、敷地の位置及び周辺の公共施設等を明示すること。	1/50,000
5	区域図	・開発区域の境界、敷地の位置、建築物の位置、周辺の公共施設の位置等を明示すること。	1/2,500

各 号	内 容	図 書 の 名 称	説 明
第14号 4-2-14	介護老人保健施設 (5-1)	☐ 理由書（市街化調整区域に建築する理由） ☐ 事業計画書 ☐ 介護保険法に関する図書 ☐ 予定建築物の平面図及び二面以上の立面図	・事業計画書に事業内容、形態及び需要見込み、介護保険法との協議状況等についてを明記すること。 ・土地利用計画図に敷地面積と延べ面積を明示すること。
	優良な有料老人ホーム (5-2)	☐ 理由書（市街化調整区域に建築する理由） ☐ 事業計画書 ☐ 老人福祉法に関する図書 ☐ 当該市町村長の承認を証するもの	・事業計画書に事業内容、形態及び老人福祉法との協議状況等について明記すること。
	社寺仏閣・納骨堂等 (5-3)	☐ 事業計画書 ☐ 信者の分布状況を示す図面等 ☐ 予定建築物の平面図及び二面以上の立面図	・事業計画書に事業内容、形態等を明記すること。 ・土地利用計画図に敷地面積と延べ面積を明示すること。
	既存建築物の建替等 (5-4)	☐ 理由書 ☐ 事業計画書（自己の居住用以外の場合） ☐ 予定建築物の平面図及び二面以上の立面図	・事業計画書又は理由書に既存と計画の事業内容、形態及び敷地面積と延べ面積等を明記すること。
	産業廃棄物処理施設の管理事務所 (5-6)	☐ 事業計画書 ☐ 産業廃棄物処理施設に関する資料 ☐ 予定建築物の平面図及び二面以上の立面図	・事業計画書に事業内容、形態及び敷地面積と延べ面積等を明記すること。
	適正利用建築物の用途変更 (5-7)	☐ 理由書（用途変更を行うやむを得ない理由） ☐ 事業計画書（自己の居住用以外の場合） ☐ やむを得ない事情に関する図書	・事業計画書に既存の土地利用の状況及び今回計画の内容等について明記すること。
	自己用住宅の敷地拡大 (5-8)	☐ 理由書（敷地を拡大する理由） ☐ 予定建築物の平面図及び二面以上の立面図	・移転する場合は、理由書に跡地の利用について明記すること。 ・土地利用計画図に既存と計画の敷地面積と延べ面積を明示すること
	東日本大震災により被災し全壊となった建築物の移転 (5-10)	☐ 理由書（市街化調整区域に建築する理由） ☐ 罹災証明書 ☐ 申請者が被災建築物の所有権を有することを証するもの（登記事項証明等） ☐ 申請地を、被災前から親族が所有している場合は、申請者との関係を証するもの（戸籍謄本等） ☐ 予定建築物の平面図及び二面以上の立面図	・理由書に移転する事情及び跡地の利用について明記すること。 ・位置図等に移転前の土地を明示すること。 ・土地利用計画図に敷地面積と延べ面積を明示すること。
	その他合理性がある建築物 (5-他)	☐ 理由書 ☐ 事業計画書（自己の居住用以外の場合） ☐ 予定建築物の平面図及び二面以上の立面図	・事業計画書に事業内容、形態等を明記すること。 ・土地利用計画図に敷地面積と延べ面積を明示すること。
第14号 4-2-15	市民農園整備促進法の特例	☐ 事業計画書 ☐ 認定を受けたことを証するもの ☐ 市民農園整備促進法に関する図書 ☐ 予定建築物の平面図及び二面以上の立面図	・事業計画書に事業内容、形態及び市民農園の整備運営計画の内容等を明記すること。
第14号 4-2-16	地方拠点都市法の特例	☐ 事業計画書 ☐ 承認を受けたことを証するもの ☐ 地方拠点都市法の認定等に関する図書	・事業計画書に事業内容、形態及び拠点地区の内容等を明記すること

注） 上記に係るもののほか、その他知事が必要と認めるものを添付すること。